

企業会計基準委員会 御中

平成 17 年 10 月 8 日  
新日本監査法人  
業務監理本部 山中 成大

企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」  
及び  
企業会計基準適用指針公開草案第 9 号「借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の  
適用指針(案)」に対する意見

貴委員会から平成 17 年 8 月 10 日に公表された標記公開草案について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出します。宜しくお願い申し上げます。

1. 評価・換算差額等に区分される項目について

在外子会社の財務諸表を連結する際、在外子会社の貸借対照表における「その他包括利益累計額」については、実務上、連結剰余金計算書を通じて取り込み、連結貸借対照表上、利益剰余金に含められているケースが多いと思われる。

今般、純資産の部が見直され、「評価・換算差額等」の区分が新たに設定されたわけであるが、当該「評価・換算差額等」の区分は国際的な会計基準における「その他包括利益累計額」に相当するものと考え、日本基準に修正せず在外子会社の財務諸表をそのまま取り込むこととすると(『親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い』に関する Q&A Q18 参照)、「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」以外のその他包括利益項目(例えば、英国基準における数理計算上の差異の一括償却等)については、「利益剰余金」ではなく「評価・換算差額等」に計上すると考えてよいか(会計基準(案)第 8 項における「等」に含まれると考えてよいか)。あるいは、「評価・換算差額等」に区分される項目は限定列挙されていると考えて、「評価・換算差額等」の区分に表示することはできないのか。